

龍ヶ崎市告示第87号

龍ヶ崎市SDGsパートナーシップ制度実施要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市SDGsパートナーシップ制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、SDGsの理念に基づき、持続可能な地域及び社会づくりに取り組む企業、団体等（以下「企業等」という。）を龍ヶ崎市SDGsパートナーとして登録し、その取組を広く周知するとともに、市及び当該龍ヶ崎市SDGsパートナー並びに龍ヶ崎市SDGsパートナー同士の連携の促進を図り、もって市内におけるSDGsの普及並びに持続可能な地域及び社会づくりに向けた活動の拡大に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) SDGs 2015年9月に開催された国連持続可能な開発サミットにおいて採択された持続可能な開発目標をいう。
- (2) 龍ヶ崎市SDGsパートナー 次条に規定する対象要件に該当する企業等であって、第7条に規定する登録通知書を受けたものをいう。
- (3) 龍ヶ崎市SDGsパートナーシップ制度 前条の目的を達成するため、市及び龍ヶ崎市SDGsパートナーが連携した取組をいう。

(対象要件)

第3条 龍ヶ崎市SDGsパートナーに登録できるものは、次の各号のいずれにも該当する企業等とする。

- (1) 市内においてSDGsの普及並びに持続可能な地域及び社会づくりに向けた活動を行い、又は行おうとしていること。
- (2) 企業等及びその代表者が市税等を滞納していないこと。
- (3) 企業等に関する法令等を遵守しており、かつ、公序良俗に反する活動をしていないこと。

(4) 暴力団等の反社会的な活動と関係がないこと。

(龍ヶ崎市SDGsパートナーの取組)

第4条 龍ヶ崎市SDGsパートナーは、次に掲げる取組を行うものとする。

(1) SDGsの普及、啓発及び理解の促進に関すること。

(2) SDGsの理念に沿った活動の実践に関すること。

(市の取組)

第5条 市は、次に掲げる取組を行うものとする。

(1) 龍ヶ崎市SDGsパートナーシップ制度の運用に関すること。

(2) 前条に規定する龍ヶ崎市SDGsパートナーの取組の周知及び広報に関すること。

(3) SDGsに関する情報を龍ヶ崎市SDGsパートナーへ提供すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、龍ヶ崎市SDGsパートナーが前条に規定する取組を円滑に進めるための支援に関すること。

(登録の申請)

第6条 龍ヶ崎市SDGsパートナーに登録しようとするもの(以下「申請者」という。)は、龍ヶ崎市SDGsパートナーシップ制度登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) SDGs推進宣言書(様式第2号)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(登録等)

第7条 市長は、前条に規定する申請を受けた場合は、その内容を審査の上、龍ヶ崎市SDGsパートナーに登録することが適当であると認めるときは、龍ヶ崎市SDGsパートナーに登録し、龍ヶ崎市SDGsパートナーシップ制度登録通知書(様式第3号)により申請者に通知するとともに、龍ヶ崎市SDGsパートナー認定書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。

(登録の有効期間)

第8条 龍ヶ崎市SDGsパートナーの登録の有効期間は、前条の規定により登録した日から起算して1年を経過した日の属する年度の末

日までとする。

2 市長は、龍ヶ崎市SDGsパートナーから次条に規定する報告書の提出があったときは、登録の有効期間を1年延長するものとする。

(活動報告)

第9条 龍ヶ崎市SDGsパートナーは、前条に規定する登録の有効期間内に少なくとも1回は、龍ヶ崎市SDGsパートナー活動状況報告書(様式第5号)を市長に提出するよう努めなければならない。

(登録内容の変更)

第10条 龍ヶ崎市SDGsパートナーは、第6条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、龍ヶ崎市SDGsパートナーシップ制度登録内容変更届出書(様式第6号)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第11条 市長は、龍ヶ崎市SDGsパートナーが次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、龍ヶ崎市SDGsパートナーの登録を取り消すことができる。

- (1) 龍ヶ崎市SDGsパートナーから登録の取消しの申出があったとき。
- (2) 虚偽又は不正の手段により登録したことが判明したとき。
- (3) 第3条に規定する対象要件に該当しなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、龍ヶ崎市SDGsパートナーとして不適當であると認めたとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。